

## 岩倉市収納率向上推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市税を始めとする市債権の収納率向上のために設置する岩倉市収納率向上推進委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる市債権の収納率向上対策を総合的に推進するための研究及び検討を行う。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険税
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育料
- (6) 放課後児童健全育成手数料
- (7) 学校給食費
- (8) 水道料金
- (9) 下水道使用料
- (10) 下水道事業受益者負担金

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長とし、副委員長は総務部長とする。

3 委員は次に掲げる課の課長をもって充てる。

- (1) 市民窓口課
- (2) 税務課
- (3) 長寿介護課
- (4) 子育て支援課
- (5) 学校教育課
- (6) 上下水道課

4 委員会の下部組織として担当グループ長及び担当職員を構成員とする部会を置く。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が年1回以上招集し、部会の会議は事務局が必要に応じ招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は総務部税務課に置き、庶務及び議事進行等を行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。